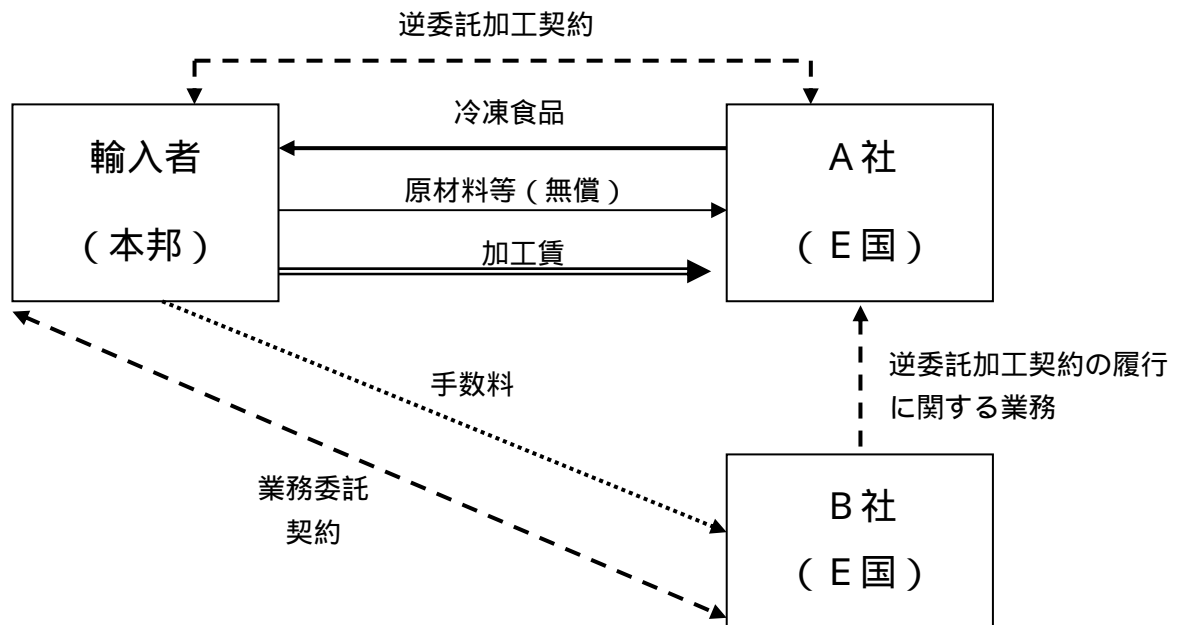


6. 逆委託加工貿易取引により輸入する貨物に係る手数料



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社との逆委託加工貿易取引により冷凍食品を輸入します。

当社は、A社と締結した逆委託加工契約に基づき、輸入貨物を生産するために必要なすべての原材料等を無償で提供し、加工賃をA社に支払います。

また、当社は、この取引に関連して、E国所在のB社と業務委託契約を締結し、当社に代わり、貨物の加工等に関し、当社の要求をA社へ通知する業務やクレーム処理に関する交渉を行う業務等、逆委託加工契約の履行のための業務を委託しており、上記の業務委託契約に基づき、その業務の対価として、輸入貨物の仕入書価格の3%の手数料をB社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がB社に支払う手数料を輸入貨物の課税価格に算入する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引における貴社とA社との間の逆委託加工貿易取引は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」とみなされます（同条第3項）。

この場合において、貴社がB社に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入する必要があります。

（理由）

本邦にある者（委託者）から委託を受けた者（受託者）が委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（加工等）をし、委託者によってできた製品を取得することを内容とする委託者と受託者との間の取引に

基づきその製品が本邦に到着することとなる場合には、その取引を「輸入取引」と、委託者を「買手」と、受託者を「売手」と、その加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を「現実支払価格」とみなして、輸入取引により輸入される貨物として取り扱うこととされています。

上記取引において、貴社から委託を受けたA社が貴社から直接に提供された原材料等をE国で加工して、貴社がその加工した冷凍食品を取得する逆委託加工貿易取引に基づき、その冷凍食品が本邦に到着することから、この取引を「輸入取引」と、貴社を「買手」と、A社を「売手」と、加工賃を「現実支払価格」とみなして、輸入取引により輸入される貨物として取り扱うこととなります。

また、逆委託加工貿易取引を「輸入取引」とみなして課税価格を計算する場合には、関税定率法第4条第3項の規定「関税定率法第4条第1項第2号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは「手数料」とする。」により、買付手数料を非加算とする取り扱いがありません。

これは、逆委託加工貿易取引は売買そのものではないため、「買付け」という行為が存在せず、逆委託加工貿易取引に関し加工等の委託者が負担する手数料については、当該逆委託加工貿易取引に基づき加工等がされた製品の当該加工等をするための費用と考えられるためです。

上記取引において、貴社がB社に支払う手数料は、当該逆委託加工貿易取引に基づき加工等がされた製品の当該加工等をするための費用にあたります。

なお、貴社からA社へ無償提供される原材料等に関しては、関税定率法第4条第1項第3号イに規定する「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」として、課税価格を計算することにも留意してください。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、同項第2号イ、第3号イ、同条第3項

関税定率法施行令第1条の9

関税定率法基本通達4-1(1)、4-9(1)、(2)

関税評価に関する取扱事例について 事例5

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）